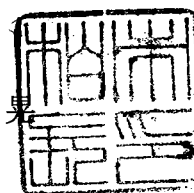


柏市告示第240号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第107号。以下「基準」という。）第16条第1項第1号の規定により軽費老人ホームの入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額及び同条第3項の規定により地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を次のように定め、告示の日から施行し、同年6月1日から適用します。

平成20年 8月15日

柏市長 本 多



- 1 基準第16条第1項第1号の規定により軽費老人ホームの入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額

対象収入による階層区分		月額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円以上1,600,000円以下	13,000
3	1,600,001円以上1,700,000円以下	16,000
4	1,700,001円以上1,800,000円以下	19,000
5	1,800,001円以上1,900,000円以下	22,000
6	1,900,001円以上2,000,000円以下	25,000
7	2,000,001円以上2,100,000円以下	30,000
8	2,100,001円以上2,200,000円以下	35,000
9	2,200,001円以上2,300,000円以下	40,000
10	2,300,001円以上2,400,000円以下	45,000
11	2,400,001円以上2,500,000円以下	50,000
12	2,500,001円以上2,600,000円以下	57,000
13	2,600,001円以上2,700,000円以下	64,000

14	2,700,001円以上 2,800,000円以下	71,000
15	2,800,001円以上 2,900,000円以下	78,000
16	2,900,001円以上 3,000,000円以下	85,000
17	3,100,001円以上 3,100,000円以下	92,000
18	3,100,001円以上	全額

備考

- 1 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
  - 2 対象収入及び必要経費の取扱いについては、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の（1）「前年」の対象収入の取扱い、（3）「収入として認定するものの取扱い」、（4）「必要経費の取扱い」に準じるものとする。
  - 3 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。ただし、その額が次に掲げる施設の区分に応じそれぞれに定める当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。
    - (1) 単独設置 70,300円
    - (2) 併設置 47,500円
  - 4 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- 2 基準第16条第3項の規定により地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額
- (1) 基本月額 44,810円
  - (2) 冬季加算月額（11月から3月まで） 2,070円